

木更津市景観規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 景観法に基づく取組

第1節 事前相談（第2条・第3条）

第2節 届出等（第4条—第14条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第15条—第24条）

第3章 景観形成の推進（第25条—第28条）

第4章 木更津市景観推進審議会及び木更津市景観アドバイザー（第29条—第36条）

第5章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び木更津市景観条例（平成27年木更津市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観法に基づく取組

第1節 事前相談

（事前相談）

第2条 条例第9条第1項の規定による事前相談を行う者は、景観計画区域内行為事前相談書（別記第1号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 景観形成基準対応書（別記第2号様式）

(2) 別表第1の左欄に掲げる行為の種類の区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

3 市長は、条例第9条第1項の規定による事前相談が終了したときは、その旨を景観計画区域内行為事前相談終了通知書（別記第3号様式）により、当該事前相談を行った者に通知するものとする。

(助言又は指導)

第3条 条例第10条第1項の規定による助言又は指導は、景観計画区域内行為に対する助言（指導）書（別記第4号様式）により行うものとする。

第2節 届出等

(行為の届出等)

第4条 法第16条第1項の届出は、景観計画区域内行為届出書（別記第5号様式）により行わなければならない。

2 法第16条第2項の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（別記第6号様式）により行わなければならない。

3 省令第1条第2項第1号及び第2号に掲げる図書は、別表第2の左欄に掲げる省令で定める図書の区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書とする。

(条例第11条に規定する規則で定める図書)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 景観形成基準対応書

(2) 法第16条第1項第1号に該当する場合にあっては、次に掲げる図書

ア 縮尺、方位、寸法、間取及び用途を記載した各階の平面図

イ 縮尺、方位、主要部分の寸法、付属設備の位置及び形状、仕上げ材料、色彩（マンセル値を記載すること。）並びに着色する部分の寸法、面積及び水平における割合を記載した屋根伏図

(3) 法第16条第1項第2号に該当する場合にあっては、縮尺、方位及び寸法を記載した平面図

(4) 法第16条第1項第4号に該当する場合にあっては、別表第1屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の項に掲げる図書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第6条 法第16条第5項後段の通知は、景観計画区域内行為通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第16条第5項後段の通知に係る事項を変更しようとするときは、景観計画区域内行為変更通知書（別記第8号様式）によりその旨を市長に通知するものとする。

3 前2項の通知の添付書類については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。

(適合通知)

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為適合通知書（別記第9号様式）により、当該届出を行った者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項の期間を短縮したときは、景観計画区域内行為適合通知書により、その旨を合わせて通知するものとする。

3 第1項の規定は、法第16条第5項後段の通知について準用する。この場合において、第1項及び別記第9号様式中「第1項又は第2項」とあるのは「第5項後段」と、「届出」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(行為完了等の届出)

第8条 条例第14条第1項の届出は、景観計画区域内行為の完了（中止）届出書（別記第10号様式）により行わなければならない。

2 条例第14条第2項の通知は、景観計画区域内行為の完了（中止）通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

(法第16条第1項及び第2項の届出に係る行為の勧告)

第9条 法第16条第3項の勧告は、勧告書（別記第12号様式）により行うものとする。

(変更命令及び原状回復等命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の命令は、変更等命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

(期間の延長通知)

第11条 法第17条第4項後段の通知は、景観計画区域内行為着手制限の期間延長通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

(条例第17条第1項に規定する規則で定める事項)

第12条 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公表に係る者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 公表に係る事実の概要及び経緯

(3) 条例第17条第1項第2号に該当する者にあつては、勧告の内容

(4) 条例第17条第1項第3号に該当する者にあつては、命令の内容

(条例第17条第1項に規定する規則で定める方法)

第13条 条例第17条第1項に規定する規則で定める方法は、木更津市公告式条例（昭和25年木更津市条例第38号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法、インターネットの利用による方法その他必要に応じ市民に周知する方法とする。

(身分を示す証明書)

第14条 法第17条第8項及び法第23条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第15号様式）によるものとする。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定の提案)

第15条 省令第7条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第12条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の提案書は、景観重要建造物等指定提案書（別記第16号様式）とする。

(景観重要建造物等として指定しない旨の通知)

第16条 法第20条第3項又は法第29条第3項の通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第17条 法第21条第1項又は法第30条第1項の通知は、景観重要建造物等指定通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物等の標識)

第18条 法第21条第2項又は法第30条第2項の標識（以下「標識」という。）は、景観重要建造物等の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、容易に確認できる位置に設置するものとする。

2 標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物等の指定の年月日及び指定番号

(2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(景観重要建造物等の現状変更の許可)

第19条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（別記第19号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可通知書（別記第20号様式）により、許可しないときは景観重要建造物等現状変更不許可通知書（別記第21号様式）により申請者に通知するものとする。

（滅失等の報告）

第20条 景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し、毀損し、又は枯死したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（景観重要建造物等の指定の解除）

第21条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の通知又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

（条例第19条第4号に規定する規則で定める事項）

第22条 条例第19条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物を損傷するおそれのある樹木は、市長と協議して伐採等を行うこと。
- (2) 点検については、1年に1回以上実施するとともに、その結果を景観重要建造物点検報告書（別記第23号様式）により市長に報告すること。

（条例第21条第4号に規定する規則で定める事項）

第23条 条例第21条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、市長と協議して滅失又は枯死を防ぐこと。
- (2) 点検については、1年に1回以上実施するとともに、その結果を景観重要樹木点検報告書（別記第24号様式）により市長に報告すること。

（所有者等の変更の届出）

第24条 法第43条の届出は、景観重要建造物等所有者等変更届出書（別記第25号様式）により行わなければならない。

第3章 景観形成の推進

（条例第23条第1項に規定する規則で定める要件）

第25条 条例第23条第1項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 規約、会則等を有していること。
- (2) 法令に違反する活動を行っていないこと。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
- (5) 専ら営利を目的とした活動を行っていないこと。

(条例第23条第2項の申請)

第26条 条例第23条第2項の申請は、景観まちづくり団体認定申請書（別記第26号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該団体の規約又はこれに準ずるもの
- (2) 当該団体の代表者及び構成員の住所並びに氏名を記載した書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観まちづくり団体の認定通知及び公表)

第27条 市長は、条例第23条第2項の申請を却下するときは、景観まちづくり団体認定却下通知書（別記第27号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 条例第23条第4項の通知は、景観まちづくり団体認定通知書（別記第28号様式）によるものとする。

3 条例第23条第5項の規定による公表は、木更津市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法、インターネットの利用による方法その他必要に応じ市民に周知する方法によるものとする。

(景観まちづくり団体の認定の取消し)

第28条 市長は、条例第24条第1項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書（別記第29号様式）により認定を取り消した団体に通知するとともに、その旨を前条第3項に規定する方法により公表するものとする。

第4章 木更津市景観推進審議会及び木更津市景観アドバイザー

(審議会の組織)

第29条 条例第26条に規定する木更津市景観推進審議会（以下「審議会」という。）に会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者が、その職

務を代理する。

(審議会の会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 条例第26条第4項第2号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該委員が所属する行政機関においてその者を代理し、又は補佐する者に代理させることができる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(公印)

第31条 会長の印は、別表第3のとおりとする。

2 公印の管理者は、都市整備部都市政策課長とする。

3 公印の取扱いについては、木更津市公印規則（昭和42年木更津市規則第14号）の例による。

(審議会の庶務)

第32条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(審議会の運営)

第33条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(木更津市景観アドバイザーの助言の方法)

第34条 条例第27条に規定する木更津市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）は、書面により市長に助言を行うものとする。

(景観アドバイザーの守秘義務)

第35条 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(景観アドバイザーの解職)

第36条 市長は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると市長が認めるとき。

第5章 雑則

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条に規定する事前相談その他必要な準備行為は、この規則の施行前において行うことができる。

別表第1（第2条第1項第2号・第5条第4号）

行為の種類	図書	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為をする位置
	付近見取図	
	現況カラー写真（敷地及び敷地周辺の現況2方向以上）	
	配置図（外構図）	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、写真の撮影位置及び方向
	各階の平面図	縮尺、方位、寸法、間取及び用途
	各面の立面図（彩色が施されたもの）	縮尺、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上材料、色彩（マンセル値を記載すること。）並びに着色する部分の寸法、面積及び見付面積における割合

	屋根伏図	縮尺、方位、主要部の寸法、付属施設の位置並びに形状、仕上げ材料、色彩（マンセル値を記載すること。）並びに着色する部分の寸法、面積及び見付面積における割合
工作物の新設、増築、改築若しくは、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為をする位置
	付近見取図	する位置
	現況カラー写真（2方向以上）	敷地及び敷地周辺の現況
	配置図（外構図）	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、届出に係る工作物と他の工作物の別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、写真の撮影位置及び方向
	平面図	縮尺、方位、寸法
	各面の立面図（彩色が施されたもの）	縮尺、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上げ材料、色彩（マンセル値を記載すること。）並びに着色する部分の寸法、面積及び見付面積における割合
開発行為	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	付近見取図	位置
	現況カラー写真（2方向以上）	敷地及び敷地周辺の現況
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域、写真の撮影位置及び方向

	計画図	縮尺、方位、行為後の法面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	付近見取図	位置
	現況カラー写真（敷地及び周辺の現況 2方向以上）	
	配置図（外構図）	方位、敷地の形状及び寸法、物件の堆積を行う位置、修景の方法（遮蔽物の位置、種類、構造及び規模又は植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数など）、仕切りの接する道路の位置及び幅員並びに隣接地との高低差、写真の撮影位置及び方向
	縦横断図	隣接する道路及び土地を含む敷地の縦断図及び横断図、堆積する物件の高さ並びに仕切り、樹木等の高さ

別表第2（第4条第3項）

省令で定める図書	図書	明示すべき事項
省令第1条第2項第1号イに掲げる図書	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為をする位置
	付近見取図	
省令第1条第2項第1号ロに掲げる図書	現況カラー写真（敷地及び敷地周辺の現況 2方向以上）	
省令第1条第2項第1号ハに掲げる図書	配置図（外構図）	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、届出に係る建築物又は工作物と他の建築物又は工作物の別並びに敷地の接する道路の

		位置及び幅員、植栽樹木の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、写真の撮影位置
省令第1条第2項第1号ニに掲げる図書	各面の立面図（彩色が施されたもの）	縮尺、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上り材料、色彩（マンセル値を記載すること。）並びに着色する部分の寸法、面積及び見付面積における割合
省令第1条第2項第2号イに掲げる図書	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	付近見取図	
省令第1条第2項第2号ロに掲げる図書	現況カラー写真（敷地及び敷地周辺の現況2方向以上）	
省令第1条第2項第2号ハに掲げる図書	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域、写真の撮影位置及び方向
	計画図	縮尺、方位、行為後の法面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断面図	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図

別表第3（第31条第1項）

公印の種類	ひな形	規格（ミリメートル）	書体	使用区分	個数
会長印		方21	てん書	会長名をもってする文書	1

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

（表）

年 月 日

木更津市長 様

相談者 住所又は居所
氏名又は名称 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観計画区域内行為事前相談書

木更津市景観条例第 9 条第 1 項の規定により景観法第 1 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の内容について、次のとおり相談を求めます。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	☐ 開発行為			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所	木更津市			
設計者	住所 氏名 電話番号			
施工者	住所 氏名 電話番号			
行為の期間	着手予定日		年	月 日
	完了予定日		年	月 日
設計又は施行方法	裏面のとおり			
景観形成のために 配慮した事項				

(裏)

設計又は施行方法	建築物	用途					
		構造	造 (一部 造)				
		階数	地上	階	地下	階	
			届出部分		既存部分		合計
		建築面積	m ²		m ²		m ²
		延床面積	m ²		m ²		m ²
		高さ	m		m		
		外観の変更概要				変更面積	m ²
		屋外設備の種類及び高さ	種類	高さ m			
		区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域				
				仕上げ材料	色彩 (マンセル値)		
					基調色	補助色	強調色
		仕上げ及び色彩	正面				
			側面				
	側面						
	背面						
	屋根						
	工作物	種類					
		構造					
			届出部分		既存部分		合計
		築造規模					
		高さ	m		m		
		外観の変更概要				変更面積	m ²
				仕上げ (材料・方法)	色彩 (マンセル値)		
		仕上げ及び色彩	正面				
			側面				
			側面				
	背面						
	開発行為	行為の目的					
		行為の概要					
		区域の面積	m ²				
			高さ	長さ	仕上げ		
		法面及び擁壁	m	m			
	堆積物件	堆積する物件の内容					
修景の方法							
堆積の高さ		m	行為面積	m ²			

備考

- 1 正副各1通を提出してください。
- 2 該当する□をチェックしてください。
- 3 景観形成基準対応書及び別表第1に掲げる図書を添付してください。

第2号様式（第2条第1項第1号・第5条第1号）

景観形成基準対応書

1 届出対象の行為ごとの景観形成基準

(1) 建築物

景観形成基準		チェック欄	「はい」ではない理由
位置・配置	港町や寺町、木更津台地の住宅地、小櫃川低地の農村、谷津田等、その地域をかたちづくる景観的特徴を損なうことのないよう、敷地内における建築物の配置に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、眺望を阻害しない位置・配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	市街地においては、周辺建築物の壁面位置の連続性の確保に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲に圧迫感を与えない配置に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
高さ・規模	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、眺望を阻害しない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	市街地においては、周辺建築物の高さの連続性の確保に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
形態及び意匠	周囲の建築物の形態・意匠やまちなみ全体の雰囲気と調和をはかり、まち全体の統一感を持たせるよう配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	斜面樹林や稜線、田園や谷津田、小櫃川等の河川空間等、当該地域の特徴的な景観を背景とする場合には、その連続性や空間を著しく損ねることのないよう、形態及び意匠を工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	壁面については、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	勾配屋根など、屋根の形状が整っているまちなみにおいては、屋根の形状について周辺との調和を図ること	☐ はい ☐ 該当なし	
	ひとつの敷地に複数の建築物等を建築する場合には、敷地内及び周辺の景観が調和するよう、施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態及び意匠とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	建築物本体に付帯するもの（屋外階段やベランダ等）は、本体との調和が図られるよう、意匠等を工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	屋上や壁面などに付帯する設備等（配管や室外機等）については、目立たないように、色彩や設置箇所、遮蔽等の工夫をすること	☐ はい ☐ 該当なし	
色	壁面、屋根の色は落ち着いた色合いを用いる。基本的には彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること	☐ はい ☐ 該当なし	

色 彩	周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	建築物等に付帯する設備類については、本体との調和を図った色合いを用いること	☐ はい ☐ 該当なし	
	色彩の数値基準に適合すること	☐ はい ☐ 該当なし	
材 料 ・ 素 材	光沢のある材料や反射する素材を大部分に使用することは避けること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲の景観と調和した素材を使用するように心がけること	☐ はい ☐ 該当なし	
	古くからのまちなみが残る寺町や港町、農村集落等においては、各地域の特徴にあわせて、木材・石材等の自然素材を活用する等、特徴ある良好な景観の創出に努める	☐ はい ☐ 該当なし	
外 構 ・ 緑 化	敷地境界部分に柵や塀等を設ける場合には、周囲の景観に配慮し、まちなみの連続性を確保するとともに、生垣を用いる等、落ち着いた印象となるよう配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	接道部については、生垣の採用や樹木・草花を植えることで、建築物の圧迫感を和らげ、潤いのあるまちなみの形成に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
	植栽にあたっては既存の樹木を活用するよう努めるとともに、地域の植生を踏まえ、四季の変化が楽しめるよう、植栽の工夫を行うこと	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲の屋敷林や斜面樹林等とのつながりを意識し、植栽を行うこと	☐ はい ☐ 該当なし	
そ の 他	駐車場については、配置の工夫や周囲に植栽を施すなどして、周辺から見えにくくし、目立たないように配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	

(2) 工作物

景観形成基準		チェック欄	「はい」ではない理由
位 置 ・ 配 置	港町や寺町、木更津台地の住宅地、小櫃川低地の農村、谷津田等、その地域をかたちづくる景観的特徴を損なうことのないよう、工作物の位置・配置に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、眺望を阻害しない位置・配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
高 さ ・ 規 模	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、眺望を阻害しない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
形態及び意匠	周囲の建築物の形態・意匠やまちなみ全体の雰囲気と調和をはかり、まち全体の統一感を持たせるよう配慮すること。	☐ はい ☐ 該当なし	
	斜面樹林や稜線、田園や谷津田、小櫃川等の河川空間等、当該地域の特徴的な景観を背景とする場合には、その連続性や空間を著しく損ねることのないよう、形態及び意匠を工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	

形態及び意匠	工作物に付帯する設備等（配管や地上機器等）については、目立たないように、色彩や設置箇所、遮蔽等の工夫をすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	擁壁については、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
色 彩	落ち着いた色合いを用いる。基本的には彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	付帯する設備類については、本体との調和を図った色合いを用いること	☐ はい ☐ 該当なし	
外 構 ・ 緑 化	周囲に生垣を用いたり、植栽を施すなどして、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげ、潤いのあるまちなみの形成に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	

(3) 開発行為

景観形成基準	チェック欄	「はい」ではない理由
現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
周囲の屋敷林や斜面樹林等とのつながりを意識し、植栽を行うこと	☐ はい ☐ 該当なし	
歴史・文化的資源や既存樹林など、地域資源の保全・活用に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
ひとつの敷地に複数の建築物等を建築する場合には、敷地内及び周辺の景観が調和するよう、施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まともに配慮した形態及び意匠とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
周辺環境と調和した、ゆとりある宅地規模となるよう努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
分譲宅地等については、継続的な景観形成ができるように、まちなみガイドラインなどのルールづくりに努めること	☐ はい ☐ 該当なし	

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	チェック欄	「はい」ではない理由
堆積にあたっては、周囲から目立たないようにし、できるだけ高さを抑えるとともに、堆積物を整然とするように配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
出入口の数と幅員は最小限に抑えること	☐ はい ☐ 該当なし	
周囲に生垣を用いたり、植栽を施すなどして、堆積物が周辺から目立たないように配慮するとともに、周辺の景観と調和に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	

2 全行為共通

特に配慮した事項

備考 該当する□をチェックしてください。

第 3 号様式（第 2 条第 3 項）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観計画区域内行為事前相談終了通知書

年 月 日付けで相談のあった行為について、次のとおり結果を通知します。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）
	☐ 開発行為	
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行為の場所		木更津市
結 果		☐ 支障なし ☐ 支障あり
理 由（支障がある場合）		

第4号様式（第3条）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観計画区域内行為に対する助言（指導）書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、木更津市景観条例第10条第1項の規定により必要な措置を講じるよう次のとおり助言（指導）します。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更)
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更)
	☐ 開発行為	
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行為の場所		木更津市
行為の期間		着手予定日 年 月 日
		完了予定日 年 月 日
助言（指導）事項		

第5号様式（第4条第1項）

（表）

年 月 日

木更津市長 様

住所又は居所
届出者 氏名又は名称 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観計画区域内行為届出書

景観法第16条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	☐ 開発行為			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所		木更津市		
設計者		住所 氏名 電話番号		
施工者		住所 氏名 電話番号		
行為の期間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日		
設計又は施行方法		裏面のとおり		
景観形成のために配慮した事項				
事前相談の有無及び事前相談以降の変更内容等		☐ 事前相談なし ☐ 事前相談あり ☐ 事前相談書のとおり ☐ 事前相談書の内容に変更がある		
		変更内容（※変更がある場合のみ記入のこと）		
添付書類		☐ 別添 ☐ 事前相談済のため届出における図書の添付は省略		

(裏)

設計又は施行方法	建築物	用途					
		構造	造 (一部 造)				
		階数	地上	階	地下	階	
			届出部分		既存部分		合計
		建築面積	m ²		m ²		m ²
		延床面積	m ²		m ²		m ²
		高さ	m		m		
		外観の変更概要				変更面積	m ²
		屋外設備の種類及び高さ	種類	高さ m			
		区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域				
				仕上げ材料	色彩 (マンセル値)		
					基調色	補助色	強調色
		仕上及び色彩	正面				
			側面				
	側面						
	背面						
	屋根						
	工作物	種類					
		構造					
			届出部分		既存部分		合計
		築造規模					
		高さ	m		m		
		外観の変更概要				変更面積	m ²
				仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
		仕上及び色彩	正面				
			側面				
			側面				
			背面				
	開発行為	行為の目的					
		行為の概要					
		区域の面積	m ²				
			高さ	長さ	仕上げ		
		法面及び擁壁	m	m			
堆積物件	堆積する物件の内容						
	修景の方法						
	堆積の高さ	m	行為面積	m ²			

備考

- 1 正副各1通を提出してください。
- 2 該当する□をチェックしてください。
- 3 景観形成基準対応書及び別表第2に掲げる図書を添付してください。

第6号様式（第4条第2項）

年 月 日

木更津市長 様

住所又は居所

届出者 氏名又は名称 印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
〔の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画区域内行為変更届出書

景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更するので、同条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日	年 月 日	受付番号	第 号
行為の場所	木更津市		
変更する事項			
変更内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			

備考

- 1 正副各1通を提出してください。
- 2 景観形成基準対応書及び別表第2に掲げる図書を添付してください。

第7号様式（第6条第1項）

（表）

年 月 日

木更津市長 様

所在地
通知者 名称 印
代表者氏名
電話番号

景観計画区域内行為通知書

景観法第16条第5項の規定により次のとおり通知します。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	☐ 開発行為			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所	木更津市			
設計者	住所 氏名 電話番号			
施工者	住所 氏名 電話番号			
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日			
設計又は施行方法	裏面のとおり			
景観形成のために 配慮した事項				
事前相談以降の 変更等	☐ 事前相談書のとおり ☐ 事前相談書の内容に変更がある ※変更内容			
添付書類	☐ 別添 ☐ 事前相談済のため通知における図書の添付は省略			

(裏)

設計又は施行方法	建築物	用途					
		構造	造（一部 造）				
		階数	地上	階	地下	階	
			届出部分		既存部分		合計
		建築面積	m ²		m ²		m ²
		延床面積	m ²		m ²		m ²
		高さ	m		m		
		外観の変更概要				変更面積	m ²
		屋外設備の種類及び高さ	種類	高さ m			
		区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域				
				仕上げ材料	色彩（マンセル値）		
					基調色	補助色	強調色
		仕上げ及び色彩	正面				
			側面				
	側面						
	背面						
	屋根						
	工作物	種類					
		構造					
			届出部分		既存部分		合計
		築造規模					
		高さ	m		m		
		外観の変更概要				変更面積	m ²
				仕上げ（材料・方法）		色彩（マンセル値）	
		仕上げ及び色彩	正面				
			側面				
			側面				
			背面				
	開発行為	行為の目的					
		行為の概要					
		区域の面積	m ²				
			高さ	長さ		仕上げ	
		法面及び擁壁	m	m			
堆積物件	堆積する物件の内容						
	修景の方法						
	堆積の高さ	m	行為面積		m ²		

備考

- 1 正副各1通を提出してください。
- 2 該当する□をチェックしてください。
- 3 別表第2及び第5条に掲げる図書を添付してください。

第8号様式（第6条第2項）

年 月 日

木更津市長 様

所在地

通知者 名称

印

代表者氏名

電話番号

景観計画区域内行為変更通知書

景観法第16条第5項の規定により通知した事項を変更するので、木更津市景観規則第6条第2項の規定により次のとおり通知します。

行為の通知年月日	年 月 日	受付番号	第 号
行 為 の 場 所	木更津市		
変 更 す る 事 項			
変 更 内 容	変更前		
	変更後		
変 更 の 理 由			

備考

- 1 正副各1通を提出してください。
- 2 別表第2及び第5条に掲げる図書を添付してください。

第9号様式（第7条第1項・第2項・第3項）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観計画区域内行為適合通知書

年 月 日付で届出（通知）のあった景観法第16条第1項又は第2項（第5項後段）の規定による届出（通知）については、景観計画に適合しているものと認め（、同法第18条第2項の規定により行為の着手の制限を解除し）ます。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更)		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更)		
	☐ 開発行為			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所		木更津市		
行為の期間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日		
備考				

第10号様式（第8条第1項）

年 月 日

木更津市長 様

住所又は居所

届出者 氏名又は名称 印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
〔の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画区域内行為の完了（中止）届出書

景観法第16条第1項の規定により届け出た行為を完了（中止）したので、木更津市景観条例第14条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日		年 月 日	受付番号	第 号
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	☐ 開発行為			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所		木更津市		
完了又は中止の年月日		年 月 日		
中止の理由 （中止の場合）				

備考

- 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 行為完了の届出の場合は、当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別することができるものに限る。）を添付してください。

第 1 1 号様式（第 8 条第 2 項）

年 月 日

木更津市長 様

所在地

通知者 名称

印

代表者氏名

電話番号

景観計画区域内行為の完了（中止）通知書

景観法第 1 6 条第 5 項の規定により通知した行為を完了（中止）したので、木更津市景観条例第 1 4 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

行 為 の 通 知 年 月 日		年 月 日	受 付 番 号	第 号
行 為 の 種 類	建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	工 作 物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）		
	☐ 開発行為			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行 為 の 場 所		木更津市		
完了又は中止の年月日		年 月 日		
中 止 の 理 由 （ 中 止 の 場 合 ）				

備考

- 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 行為完了の通知の場合は、当該通知に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別することができるものに限る。）を添付してください。

第 1 2 号様式（第 9 条）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、木更津市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第 1 6 条第 3 項の規定により次の措置をとることを勧告します。

行為の種類	建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）
	工 作 物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）
	☐ 開発行為	
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行 為 の 場 所		木更津市
適 合 し な い と 認 め ら れ る 理 由		
と る べ き 措 置		
履 行 期 限		年 月 日
備 考		

第 号
年 月 日

様

木更津市長

変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、木更津市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項又は第5項の規定により次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条又は第102条第1号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

1 行為の種類

2 行為の場所

3 適合しないと認められる理由

4 必要な措置

5 履行期限 年 月 日

6 報告期限 年 月 日

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 4 号様式（第 1 1 条）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観計画区域内行為着手制限の期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 1 7 条第 4 項の規定により同条第 2 項の期間を次のとおり延長します。

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の更新・色彩の変更）
	☐ 開発行為	
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行為の場所		木更津市
行為の着手制限の期間	延長前	年 月 日から 年 月 日まで（30日間）
	延長後	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
理由		

第	号
身分証明書	
所 属	
職氏名	
上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等又は同法第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日発行	
木更津市長	

景観法（抜粋）
（変更命令等）
第17条 （略）
2～5 （略）
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 （略）
（原状回復命令等）
第23条 （略）
2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
（原状回復命令等についての準用）
第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。
2 （略）

第 16 号様式（第 15 条）

年 月 日

木更津市長 様

住所又は居所

提案者 氏名又は名称 印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
〔の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観重要建造物等指定提案書

景観法第 20 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を下記のとおり提案します。

建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建造物又は樹木の所在地	木更津市
建 造 物 の 外 観 又 は 樹 木 の 樹 容 の 特 徴	
建 造 物 又 は 樹 木 の 所有者の住所及び氏名	
提 案 理 由	

備考 所有者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観重要建造物等に指定しない旨の通知書

年 月 日付けで提案のあった建造物（樹木）については、次のとおり景観重要建造物（樹木）として指定しないこととしたので、景観法第20条第3項（第29条第3項）の規定により通知します。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
建造物の名称 又は樹木の樹種	
建造物又は 樹木の所在地	木更津市
建造物又は 樹木の所有者	住所 氏名
指定しない理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 18 号様式（第 17 条）

第 年 月 日 号

様

木更津市長

景観重要建造物等指定通知書

景観法第 19 条第 1 項（第 28 条第 1 項）の規定により次のとおり景観重要建造物等の指定をしたので、同法第 21 条第 1 項（第 30 条第 1 項）の規定により通知します。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
景 観 重 要 建 造 物 の 名 称 又は景観重要樹木の樹種	
景 観 重 要 建 造 物 又 は 景 観 重 要 樹 木 の 所 在 地	木更津市
景 観 重 要 建 造 物 又 は 景 観 重 要 樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指定の理由となった建造物の 外観又は樹木の樹容の特徴	
景観重要建造物と一体となる 土 地 そ の 他 の 物 件	※
摘 要	

備考 ※印欄は景観重要建造物と一体となる土地その他の物件について別紙の図面等にて図示する場合があります。

第19号様式（第19条第1項）

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所又は居所
氏名又は名称 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観重要建造物等現状変更許可申請書

景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により景観重要建造物等の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種		
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地	木更津市	
行為の種類	景観重要建造物	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
	景観重要樹木	☐ 伐採 ☐ 移植 ☐ その他（ ）
現状変更の理由		
行為の箇所		
設計又は施行の方法		
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	
設計者 (建造物の場合)	住所 氏名 連絡先	
施工者	住所 氏名 連絡先	

備考

- 該当する□をチェックしてください。
- 次の図書を添付してください。
 - 設計仕様書及び設計図又は施行方法を明らかにする図面
 - 建造物の敷地及び位置又は樹木の位置並びに周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
 - 建造物又は樹木及び行為の箇所の写真
 - 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

第 20 号様式(第 19 条第 2 項)

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観重要建造物等現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、景観法第 22 条第 1 項（第 31 条第 1 項）の規定により次のとおり許可します。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
景 観 重 要 建 造 物 の 名 称 又 は 景 観 重 要 樹 木 の 樹 種		
景 観 重 要 建 造 物 又 は 景 観 重 要 樹 木 の 所 在 地		
木更津市		
行 為 の 種 類	景 観 重 要 建 造 物	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
	景 観 重 要 樹 木	☐ 伐採 ☐ 移植 ☐ その他（ ）
現 状 変 更 の 理 由		
行 為 の 箇 所		
設 計 又 は 施 行 の 方 法		
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	
許 可 の 条 件		

第21号様式（第19条第2項）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観重要建造物等現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、景観法第22条第2項（第31条第2項）の規定により次のとおり不許可とします。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種		
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所在地	木更津市	
行為 の 種 類	景観重要建造物	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
	景観重要樹木	☐ 伐採 ☐ 移植 ☐ その他（ ）
現 状 変 更 の 理 由		
行 為 の 箇 所		
設 計 又 は 施 行 の 方 法		
不 許 可 の 理 由		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第22号様式（第21条）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観重要建造物等指定解除通知書

景観法第27条（第35条）第1項（第3項）の規定により次のとおり景観重要建造物（景観重要樹木）の指定を解除したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
景 観 重 要 建 造 物 の 名 称 又は景観重要樹木の樹種	
景 観 重 要 建 造 物 又 は 景 観 重 要 樹 木 の 所 在 地	木更津市
景 観 重 要 建 造 物 又 は 景 観 重 要 樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 解 除 年 月 日	年 月 日
指 定 解 除 の 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 3 号様式（第 2 2 条第 2 号）

年 月 日

木更津市長 様

住所
報告者 氏名 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
〔の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観重要建造物点検報告書

木更津市景観規則第 2 2 条第 2 号の規定により実施した定期点検の結果を報告します。

景観重要建造物の名称			
指定番号			
指定の年月日			
所在地		木更津市	
点検を行った者		住所 氏名（法人名） 電話番号	
点検を行った日		年 月 日	
点検の結果		☐ 良好 ☐ 不良 ・状況	
		・対策	
受付欄	※	処理欄	※

備考

- 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

第 2 4 号様式（第 2 3 条第 2 号）

年 月 日

木更津市長 様

住所
報告者 氏名 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観重要樹木点検報告書

木更津市景観規則第 2 3 条第 2 号の規定により実施した定期点検の結果を報告します。

景観重要樹木の樹種			
指定番号			
指定の年月日			
所在地		木更津市	
点検を行った者		住所 氏名（法人名） 電話番号	
点検を行った日		年 月 日	
点検の結果		☐ 良好	
		☐ 不良 ・ 状況	
		・ 対策	
受付欄	※	処理欄	※

備考

- 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

第 2 5 号様式（第 2 4 条）

年 月 日

木更津市長 様

住所又は居所

届出者 氏名又は名称 印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
〔の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観重要建造物等所有者等変更届出書

景観重要建造物等の所有者等を変更したので、景観法第 4 3 条の規定により次のとおり届け出ます。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所在地	木更津市
変 更 す る 事 項	
変 更 前 の 所 有 者 等 の 住 所 又 は 氏 名	
変 更 後 の 所 有 者 等 の 住 所 又 は 氏 名	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 変更前及び変更後の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者等が複数いる場合は、全ての所有者等の氏名及び住所を記載してください。

第 26 号様式（第 26 条）

年 月 日

木更津市長 様

住所又は居所

申請者 氏名又は名称 印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等〕
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観まちづくり団体認定申請書

木更津市景観条例第 23 条第 2 項の規定により景観まちづくり団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 名	
団 体 の 発 足	年 月 日
活 動 地 域	
活 動 内 容	
構 成 員 の 人 数	人
添 付 書 類	☐ 規約又はこれに準ずるもの ☐ 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類 ☐ その他（ ）
※ 認 定 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 該当する□をチェックしてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

第 27 号様式（第 27 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観まちづくり団体認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり団体の認定申請については、次の理由により認定しないこととします。

申 請 年 月 日	年 月 日
団 体 名	
理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 28 号様式（第 27 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観まちづくり団体認定通知書

木更津市景観条例第 23 条第 4 項の規定により次のとおり景観まちづくり団体として認定しましたので通知します。

申 請 年 月 日	年 月 日
団 体 名	
認 定 番 号	
認 定 年 月 日	年 月 日
活 動 地 域	

第 号
年 月 日

様

木更津市長

景観まちづくり団体認定取消通知書

年 月 日付けで認定した景観まちづくり団体について、木更津市景観条例第 2 4 条
第 1 項の規定により認定を取り消します。

団 体 名	
認 定 番 号	
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。